

平成28年(ヨ)第25号, 平成28年(ヨ)第26号

債権者 西郡均 外3名

債務者 四国電力株式会社

平成29年10月4日

準備書面(7)の補充書(2)

大分地方裁判所民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人弁護士

田代



同弁護士

松繁



同弁護士

生野裕



同弁護士

上野貴



同弁護士

井家武



目 次

第1	「多様性の要求」について.....	1
1	多様性の要求に係る議論の過程について.....	1
2	債権者らの主張に対する反論.....	2
第2	「恒設設備の位置付け及び頑健性」について.....	3
1	「恒設設備の位置付け」について.....	3
(1)	新規制基準における重大事故等対策の考え方について.....	3
(2)	債権者らの主張に対する反論.....	4
2	「恒設設備の頑健性」について.....	6
(1)	特定重大事故等対処施設に対する要求事項.....	6
(2)	債権者らの主張に対する反論.....	7

債権者らは、債権者ら準備書面（7）の補充書（4）（以下、本書面において「債権者ら補充書4」という。）において、新規制基準の制定過程において議論されていた「共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」とする要求が見送られたことが不合理であると主張するとともに（債権者ら補充書4第1（2頁以下））、同じく新規制基準の制定過程において、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案が検討されていたにもかかわらず、最終的に、特定重大事故等対処施設等が可搬式設備のバックアップ対策と位置付けられたことは不合理であり、さらに、特定重大事故等対処施設等に対する頑健性の要求も不十分であると主張する（債権者ら補充書4第2（6頁以下））。

この点、新規制基準は、債務者準備書面（7）で述べたとおり、専門家らによる議論が重ねられた上で制定されたものであり、議論の途中段階における案や意見の全てが最終的な内容に反映されていないのはむしろ当然であって、それをもって新規制基準の内容が不合理であるということにはならないため、債権者らの上記主張は、そもそも当を得ないものである。（債権者らは、このような制定過程を「歪められた」ものであると主張するが、議論が歪められたことを示す疎明資料は見当たらない。）

また、それを措くとしても、以下に述べるとおり、新規制基準における多様性に係る要求や恒設設備に係る要求が、不合理な内容へと修正されたとはいえず、債権者らの主張には理由がない。

第1 「多様性の要求」について

1 多様性の要求に係る議論の過程について

新規制基準の制定にあたっては、債務者準備書面（7）で述べたとおり、

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた対策が検討され、電源確保、冷却手段の確保等について、多様性を持たせた対策を講じることを要求する方向で議論が進められた。

そして、多様性の要求に関して、「共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」を要求する事務局案が示された（乙262（16頁））。

しかしながら、この事務局案については、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」のメンバーから、「独立性の定義は共通要因又は従属要因による機能の喪失を防ぐことであるため、この文章は独立性の定義と矛盾しているのではないか。設計基準を超える事象に対する対応としての記載であれば、SA基準として記載すべきではないか。」（乙263（7頁））との意見が出され、当該意見を踏まえた見直しがなされた（乙264（55頁））。その結果、新規制基準においては、電源確保、冷却手段の確保等について多様性を持たせるための対策が「SA基準」、すなわち、重大事故等対処設備として要求されており、現に、債務者は、電源の確保については空冷式非常用発電装置や電源車等を、冷却手段の確保については代替格納容器スプレイポンプやポンプ車等を、それぞれ基準地震動Ssに対する安全性を確認するなど高い信頼性を確保した上で整備している（乙59、乙171、乙265）。

2 債権者らの主張に対する反論

債権者らは、「共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」とする要求が見送ら

れたことが不合理であると主張するが(債権者ら補充書4第1(2頁以下)),
上記のとおり, 債権者らの指摘する要求事項の見直しは, 「独立性」が,
「共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないことをい
う。」(乙68(6頁))と定義される概念であることに鑑みて, 事務局
案の「共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない
場合には」という文言が成立し得ない条件を付すものとなっていたために,
見直しがなされたものであって, 何ら不合理な修正がなされたものとはい
えない。

また, 実質的にも, 多様性の確保は, 重大事故等対策として要求されて
おり, 基準地震動 S_s に対する安全性を確認するなど高い信頼性が確保さ
れた重大事故等対処設備が整備されているのであって, この点に照らして
も, 債権者らの上記主張は当を得ないものである。

第2 「恒設設備の位置付け及び頑健性」について

1 「恒設設備の位置付け」について

(1) 新規制基準における重大事故等対策の考え方について

債務者準備書面(8)第2の1(1)(6頁以下)で述べたとおり, 新規
制基準においては, 重大事故等対策について, 対応の柔軟性や耐震性の
面におけるメリットが大きい可搬式設備での対応が基本とされている
(乙100(4~5頁), 乙122(154頁以下))。ただし, 事故
発生の早い段階で必要と考えられる原子炉冷却材低圧時の冷却対策や電
源確保対策については, 恒設代替設備により対応することとされており
(乙100(5頁), 乙122(155頁)), これを踏まえて, 債務
者は, 冷却手段を確保するために充てんポンプ(自己冷却式), 代替格
納容器スプレイポンプ等を, また, 電源を確保するために空冷式非常用

発電装置等を、それぞれ恒設設備として設置している。

恒設設備の一つである「特定重大事故等対処施設」は、債務者準備書面（８）第２の５（１９頁以下）で述べたとおり、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムに対処するための施設であり、その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を備えること、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他テロリズムの発生後、外部からの支援が受けられるまでの間、使用できることが求められる（設置許可基準規則¹42条）。新規制基準においては、特定重大事故等対処施設とは別に、故意による大型航空機衝突等によりプラントが大規模に損壊した状況における消火活動の実施や、炉心、原子炉格納容器の損傷を緩和するための対策等が求められており（重大事故等防止技術的能力基準²2.1）、債務者はこれらの対策を既に適切に講じているところ（乙11（10-5-36～10-5-102頁）、乙13（422～427頁））、特定重大事故等対処施設は、安全性・信頼性をさらに向上させるためのバックアップ施設となるものである。

(2) 債権者らの主張に対する反論

債権者らは、重大事故等対策について、新規制基準の制定過程にあつては、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案が検討されていたと主張するが（債権者ら補充書4第2の1（6頁以下））、債権

¹ 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」という。

² 正式には、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」という。

者らが摘示する甲D708（14頁）において、「我が国においても、米国の対応例を参考に・・・（中略）・・・可搬設備等を中心とした対策を求める」とされているように、新規制基準は、重大事故等対策について、最終的な結論だけでなく、その制定過程においても、一貫して、可搬式設備での対応を基本としつつ、一部の事象への対応として恒設設備を要求するという方向で検討が進められてきたのであるから、債権者らの上記主張は誤りである。債権者らが引用する「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案が検討されていたのは、恒設設備全般についてではなく、特定重大事故等対処施設についてである。債権者らは、債権者ら補充書4において、基本的には特定重大事故等対処施設に関して主張しているので、この点についての説明を省略しているだけなのかも知れないが、念のため指摘しておく。

また、その特定重大事故等対処施設について、甲D709において、原子力規制委員会の更田委員（当時。現委員長）が、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案であると説明している意図は、前後の文脈からして、債権者らが述べるようなもの（猶予期間を設けず即時に特定重大事故等対処施設を備える必要があるとするもの）ではない。すなわち、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」の第1回会合において、検討チームメンバーの渡辺研究主席が、特定重大事故等対処施設の要求に関して、「可搬式のものというのは、この資料に書いてあるように、いろんなときに柔軟に対応できるという、すごくいい利点があって、それをどう使うかというのが非常に逆に難しい面が出てくると。恒設のものにすると、あらかじめその機能を想定しておいて、限定された機能しか多分使えない。限定された状態にしか使えない。

それをうまく組み合わせるといのは、多分この資料の流れなのだと思いますけれども、ただ、本当にそういうある種の限定的なものを必要とするのかと。幅広く使えるものを多重に要求した方がいいのではないかと、そういう議論もあると思うんですね。」と述べ、特定重大事故等対処施設のような恒設設備ではなく、可搬式設備を多重化して整備することを要求するという方向も考えられる旨の意見を述べたのに対して、更田委員が、事務局案が恒設設備を要求することを前提に作成されている旨、そして、それ自体について修正を求める意見（恒設は不要とする意見）もあって然るべきという旨を述べる観点から、事務局としては、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案を示していると述べたに過ぎないのである（甲D709（43頁））。

以上からすれば、特定重大事故等対処施設が、当初の田中委員長私案（甲D710）に沿って、安全性・信頼性をさらに向上させるためのバックアップ施設と位置付けられ、その設置までに一定の猶予期間が設けられたことは、不合理な修正がなされた結果であるとはいえず、新規制基準の内容が不当に歪められたかのように述べる債権者らの主張には理由がない。

2 「恒設設備の頑健性」について

(1) 特定重大事故等対処施設に対する要求事項

上記のとおり、「特定重大事故等対処施設」は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムに対処するための施設であり、その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を備えること、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他テロリズム

ムの発生後、外部からの支援が受けられるまでの間、使用できることが求められる（設置許可基準規則42条）。

そして、特定重大事故等対処施設の頑健性については、基準地震動 S_s に耐えられることはもとより、基準地震動 S_s を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めることが要求されている（設置許可基準規則解釈³39条4項、乙68（82～83頁））。

(2) 債権者らの主張に対する反論

債権者らは、特定重大事故等対処施設が設置されたとしても、基準地震動 S_s を超える地震動に対する頑健性が要求されていないことから、新規制基準の内容は不合理であると主張する（債権者ら補充書4第2の2（8頁以下））。

しかしながら、上記(1)のとおり、新規制基準は、特定重大事故等対処施設について、基準地震動 S_s に耐えられることはもとより、基準地震動 S_s を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めることを要求して基準地震動 S_s を超える地震動に対する配慮を求めているのであるから、債権者らの上記主張には理由がない。

なお、債権者らは、当初は、「基準地震動 S_s による地震力の〇倍の地震力に対して安全機能が保持できること」が要求されていたにもかかわらず、議論が歪められた結果、そのような案が排除されたかのように述べるが、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」の第8回会合において、「「〇倍」というのをどうやって決めるかという根拠を説明性があって決めるというのは私は不可能だと思う」（乙26

³ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原子力規制委員会）

6（20頁））との意見が出されるなどしたことを踏まえ、具体的な数値は明示しない形で修正案が取りまとめられ、債権者ら補充書4（9～11頁）において債権者らはその発言を引用している平野総括参事も、「わかりました。一定のということで、具体的な数字は出さないという、そういう結論であると。」（乙267（44頁））として、理解を示しているのであるから、決して議論が歪められた結果として当初案が修正されたものではない。

以 上